

○ 京都府議会議員の議員報酬等に関する条例

(昭和 25 年 9 月 11 日京都府条例第 54 号)

改正

昭和 26 年 3 月 20 日条例第 2 号	昭和 51 年 4 月 1 日条例第 17 号
昭和 26 年 12 月 25 日条例第 41 号	昭和 52 年 3 月 17 日条例第 5 号
昭和 27 年 4 月 1 日条例第 8 号	昭和 52 年 10 月 21 日条例第 33 号
昭和 27 年 12 月 25 日条例第 46 号	昭和 52 年 12 月 27 日条例第 37 号
昭和 29 年 3 月 22 日条例第 1 号	昭和 53 年 12 月 25 日条例第 21 号
昭和 31 年 9 月 16 日条例第 32 号	昭和 54 年 3 月 31 日条例第 19 号
昭和 32 年 3 月 22 日条例第 4 号	昭和 54 年 12 月 22 日条例第 33 号
昭和 32 年 10 月 1 日条例第 32 号	昭和 59 年 3 月 21 日条例第 1 号
昭和 32 年 10 月 1 日条例第 39 号	昭和 63 年 3 月 22 日条例第 1 号
昭和 32 年 12 月 14 日条例第 44 号	平成 2 年 5 月 18 日条例第 10 号
昭和 34 年 3 月 25 日条例第 5 号	平成 2 年 12 月 26 日条例第 21 号
昭和 34 年 10 月 16 日条例第 25 号	平成 4 年 3 月 17 日条例第 1 号
昭和 35 年 10 月 7 日条例第 22 号	平成 8 年 3 月 15 日条例第 4 号
昭和 35 年 12 月 24 日条例第 31 号	平成 14 年 12 月 26 日条例第 46 号
昭和 36 年 7 月 1 日条例第 20 号	平成 15 年 3 月 25 日条例第 15 号
昭和 36 年 12 月 22 日条例第 40 号	平成 15 年 11 月 28 日条例第 34 号
昭和 37 年 6 月 9 日条例第 7 号	平成 18 年 3 月 24 日条例第 20 号
昭和 38 年 3 月 19 日条例第 5 号	平成 19 年 3 月 16 日条例第 28 号
昭和 38 年 12 月 27 日条例第 34 号	平成 20 年 7 月 25 日条例第 22 号
昭和 38 年 12 月 27 日条例第 35 号	平成 21 年 5 月 30 日条例第 24 号
昭和 39 年 12 月 26 日条例第 82 号	平成 21 年 11 月 30 日条例第 48 号
昭和 40 年 12 月 27 日条例第 34 号	平成 22 年 11 月 30 日条例第 35 号
昭和 41 年 7 月 19 日条例第 19 号	平成 26 年 12 月 26 日条例第 55 号
昭和 42 年 12 月 22 日条例第 26 号	平成 28 年 3 月 11 日条例第 2 号
昭和 43 年 10 月 1 日条例第 25 号	平成 28 年 12 月 19 日条例第 50 号
昭和 44 年 4 月 1 日条例第 10 号	平成 29 年 12 月 26 日条例第 34 号
昭和 45 年 4 月 18 日条例第 12 号	平成 30 年 12 月 20 日条例第 41 号
昭和 46 年 10 月 15 日条例第 25 号	令和元年 12 月 19 日条例第 61 号
昭和 47 年 3 月 28 日条例第 4 号	令和 2 年 11 月 30 日条例第 37 号
昭和 47 年 9 月 30 日条例第 32 号	令和 3 年 11 月 30 日条例第 27 号
昭和 48 年 5 月 2 日条例第 26 号	令和 4 年 12 月 23 日条例第 31 号
昭和 48 年 10 月 18 日条例第 35 号	令和 5 年 12 月 22 日条例第 30 号
昭和 49 年 12 月 26 日条例第 44 号	令和 6 年 12 月 26 日条例第 42 号

第 1 条 京都府議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第 2 条 議員報酬は、次のとおりとする。

議 長 月 額 1,120,000 円

副議長	月額 1,030,000 円
議 員	月額 960,000 円

第3条 議員報酬は、毎月支給する。

- 2 新たに議員になった者にはその日から議員報酬を支給し、職の異動により議員報酬の額に変更が生じた議員にはその日から変更後の額の議員報酬を支給する。
- 3 議員が任期満了、辞職、失職、解散又は除名によりその職でなくなつたときは、その日まで議員報酬を支給する。
- 4 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。
- 6 前各項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法に関しては、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の適用を受ける職員の例による。

第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、解散、除名又は死亡(以下「任期満了等」という。)により、議員の職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の職員の給与等に関する条例第20条第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給

の一時差止めその他の支給方法に関しては、職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

附 則 (抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 京都府議会議員の報酬並びに費用弁償条例(昭和 22 年京都府条例第 18 号)は、廃止する。

(以下省略)